

仕 様 書

1. 委託件名

令和4年度 MICE 拠点育成支援エリアプロモーション強化のための海外向けオンライン
広告掲載業務委託

2. 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では「東京ビジネスイベント先進
エリア」及び「多摩ビジネスイベント重点支援エリア」（※）（以下「エリア」という。）
に対する MICE 誘致支援の一環として、各エリアの特徴と魅力を発信する情報サイト
「Tokyo MICE Hubs」（以下「ウェブサイト」という。）を運営している。

本事業は、海外市場を対象としたバナー広告の展開により、ウェブサイトへの流入数拡
大、認知度向上とそれに伴う問い合わせ件数の向上を目的に実施するものとする。

（※）支援エリア

＜東京ビジネスイベント先進エリア＞

大手町・丸の内・有楽町エリア	赤坂・麻布・六本木エリア	臨海副都心エリア
日本橋・八重洲エリア	品川・田町・芝・高輪・白金・ 港南エリア	渋谷エリア
浜松町・竹芝・芝浦エリア	-	-

＜多摩ビジネスイベント重点支援エリア＞

八王子エリア	立川エリア
--------	-------

（参考）ウェブサイト「Tokyo MICE Hubs」

<https://tokyomice.org/jp/>

3. 契約期間

令和4年11月8日から令和5年3月31日まで

4. 履行場所

財団の指定する場所

5. 委託概要

以下の業務を行うこと。

- （1） オンライン広告掲載に関する企画・提案
- （2） オンライン広告用バナーの制作
- （3） オンライン広告掲載
- （4） 効果測定・報告

6. 委託内容

(1) 企画・提案・広告掲載

- ア. 広告効果の最大化に向け、広告手法、掲載メディア、広告掲載期間、対象地域、表示回数、ウェブサイトへの目標誘導数、閲覧数等の計画を策定し、広告掲載プランを企画、提案の上、表1に記載する条件に従い広告掲載を行うこと。なお、最終的な掲出媒体、期間、回数等については、財団と協議の上で決定すること。

表 1.

目的	ウェブサイトへの誘導、認知度向上及び問い合わせ件数増を図る
訴求対象者	・ 海外のMICE主催者や参加者、開催地の決定権者 ・ 海外のミーティングプランナー等、MICE関連事業者(DMC、PCO、ホテル、イベント会社等) ・ MICE業界メディア等
オンライン広告掲載期間	2022年12月～2023年3月上旬まで ※上記期間内で最も効果的な時期及び期間を提案し、財団と協議の上、実施すること。
掲載言語	英語
対象エリア	アジア、北米、欧州の全て（より効果的な実施が見込まれる場合、対象地域を限定することも妨げない。）

- イ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。

(2) バナーの制作

- ア. 広告用バナーを制作すること。
- イ. 掲載言語は英語とし、MICE主催者等にウェブサイトの魅力やメリットを訴求できるバナー広告デザインとすること。
- ウ. 所定の期日までに財団と協議の上、広告デザインを決定すること。なお、デザイン決定後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

(3) 効果測定・報告

- ア. 広告表示回数、クリック数、クリック率、広告からウェブサイトへの流入数等を重要業績評価指標（KPI）として設定した上で、計測を行い、財団へ報告すること。計測項目は、財団と協議の上、決定することとする。

(4) その他

- ア. 東京都、財団、エリアとの有機的な連携が確保できるよう、財団と綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

7. 完了報告

- 以下を報告及び成果物として提出すること。

(1) 委託完了届（別紙1）

(2) 実施報告書

A4 で作成し PDF データ及び編集可能なデータ(Word, Power Point 等)、あわせて広告データを納品すること。

※目次、体裁、提出期限等は財団との協議の上決定する。

8. 委託料の支払

委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて一括で支払うものとする。

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10. 秘密の保持

受託者は、第9項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしはならない。この契約終了後も同様とする。第9項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、第9項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記（1）及び（2）の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

1 2. 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

1 3. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 4. 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙2「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - ①当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - ②他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第9項「第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。

1 5. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 担当： 窪田・檜岡・白石 電 話： 03-5579-2684
--